

答申 情第38号

平成29年1月26日

相模原市長 加山俊夫 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書非公開（不存在）決定処分に関する諮問について（答申）

平成28年7月26日付けFNo. 0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成28年5月9日付け建審第1号により相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開（不存在）決定（以下「本件処分」という。）については、妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成28年4月25日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「1981年改正された建築基準法」（昭和25年法律第201号）の震度7でも倒壊しないで耐えられると言われている法律、条例等の規格及び計算式、「特に建築申請の許可条件の規格及び計算式」、「現在建売業者の第一種低層専用住宅地域に建てられている一見3階建て風に見える建物の強度の保証できる規格及び計算式」について、公文書の公開請求を行った。
- (2)実施機関は、地震に対しての建物の安全性にかかる基準について、条例等において規格や計算式は規定しておらず、存在しないとの理由により、平成28年5月9日付けで本件処分を行い、審査請求人に公文書非公開（不存在）決定通知書を送付した。
- (3)平成28年6月13日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、同年7月26日、当審査会に対し公開条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1)「存在しないため」とのことであるが、私が国土交通省住宅局建築指導課に確認したところ各自治体及び民間業者にも建築確認書の申請時に強度の確認をするように指導しているとのこと。ならばなぜ当市には書類が存在しないのかおかしいと思う。
国が確認するように指導しているのになぜ当市は存在しないのか。疑問があるため、また何もしていないならば大変な問題であろうと思う。
- (2)熊本や鳥取の地震で1階がつぶれているのは、強度計算ができていないからだと思う。強度計算もしないいい加減な建物の作り方では危ない。これでは市民が安心して建物の側に近寄れない。
報道を見ていると今回の地震で建築基準法に欠陥があることが判明した。その上、市役所及び民間の建築許可業者に従来の基準法の強度の確認、検

査及び許可に問題があることが分かった。市民の生命の安全を考えるならばもっと慎重に検査をして許可を出すべきではないかと思われる。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、本件請求は地震に対しての建物の安全性に係る基準である規格及び計算式として、建築基準法に基づく規格及び計算式、条例等に基づく規格及び計算式を求めるものであり、建築基準法に基づく地震に対しての建物の安全性に係る基準である規格及び計算式については、国が作成したものであり、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているため、実施機関が保有する公文書ではない。また、建築基準法に基づく地震に対しての建物の安全性に係る基準である規格及び計算式については、実施機関においていわゆる上乘せ条例や規則及び要綱等を定めていないことから、対象となっている公文書は存在しない。

5 審査会の判断

(1) 建築物の構造関係規定について

建築主が建築物を建築しようとする場合には、建築基準法第6条第1項の規定により、建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事又は指定確認検査機関による建築確認を受け、建築確認済証の交付を受けなければならない。

建築物の構造関係については、建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の振動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、同法第20条第1項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならず、当該基準については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に委任され、さらにその一部は大臣告示に委任されているところである。

また、地方公共団体は、同法第40条の規定に基づき、一定の場合に、条例で、建築物の敷地、構造又は建築設備に関して安全上、防火上又は衛生上必要な制限を附加することができることとされているところであるが、相模原市建築基準条例（平成11年相模原市条例第47号。以下「建築基準条例」という。）においては、建築物の地震への耐力について制限を附加する規定は盛り込まれていない。

(2) 対象となっている公文書の不存在について

実施機関は、本件請求は、建築基準法に基づく規格及び計算式並びに条例等に基づく規格及び計算式を求めるものであり、同法に基づく地震に対

しての建物の安全性に係る基準である規格及び計算式については、国が作成したものであり、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているため、実施機関が保有する公文書ではない旨説明している。

法令については、内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成28年8月8日答申（平成28年度（行情）第261号）において、「一般に法令は、公布の手續が踏まれ、官報に掲載されることにより広く周知が図られており、法令の条文については、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている法令集などにより容易に入手が可能であることから、」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）「第2条第2項の行政文書には該当せず、法の行政文書開示請求制度の対象とはならないものと解すべきである。」と示されており、建築基準法の条文については、公開条例第2条第2項第1号に該当し、公開請求の対象外であると認められる。

また、同法に基づく規格及び計算式については、これらを含めた解説書が一般に販売されていることから、法令と同様、公開請求の対象外であると認められる。

さらに、実施機関の説明によると、建築物の地震への耐力について、建築基準条例において同法第40条の規定に基づく制限附加規定は盛り込まれておらず、それに伴う規則、要綱等も定めていないとのことである。

当審査会において建築基準条例において該当する規定は存在しないことを確認するとともに、当審査会が当審査会事務局職員をして調べさせたところ、同法の制限を附加する規則及び要綱並びに地震に対しての安全性に関する規格及び計算式の存在は認められなかった。

同法に基づく規格及び計算式については、国土交通省国土技術政策総合研究所等が監修に携わっている解説書において詳細が示されており、実施機関において、同様のものを別途作成する必要性は低いものと考えられる。

これらを踏まえると、対象となる公文書は存在しないとの実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

（3）審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

（4）結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った非公開（不存在）決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月26日	実施機関からの諮問
10月 3日	審議 実施機関からの意見聴取
11月 7日	審議 審査請求人の意見陳述
12月26日	審議

第1部会委員 北原 仁
臼井 雅子
伊藤 信吾